

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇄抽象

第4回

を变幻自在に操って

サクッと解答

～民法②～



リーダーズ総合研究所

1

総論のおさらい

1

2

1

☞ 総論編のおさらい①

受験勉強における基本知識の操縦法を2つの視点から把握し、具体⇔抽象を必要とする意義を理解する

① (使える化) 具体⇒抽象

総論①

(市販の) テキストや問題集は数多く存在するが、資格試験においてそれらの教材を使ってどのように基本知識 (= 使える知識) を習得すべきかについて理解する

⇒ 最初に使える知識の作られ方 (= 受験指導校のノウハウ) を把握した上で、試験合格に必要なとなる基本知識を記憶

② (解ける化) 抽象⇒具体

総論②

試験問題を解くに際し、記憶した基本知識をどのように操って問題 (特に具体的事例問題) を解くべきかについて理解する

⇒ 問題文中の (隠された) テーマ・論点を検索し、当該テーマ等に関連する知識を脳内から正確かつ迅速に引き出して解答

2

3

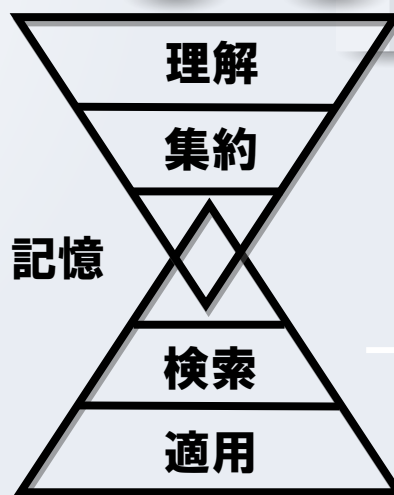
☞ 総論編のおさらい②

総論①
で扱う

使える化

解ける化

総論②
で扱う



具体

帰納法

抽象

演繹法

具体

3

4



📖 出題傾向① (物権)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
物権総論・物権的請求権						●	●			●	○	
不動産 物権変動	177条の第三者					●			○			
	登記を必要とする物権変動	●										●
動産物権変動・即時取得		○						●				
占有権				○							●	
所有権の取得・添付												
相隣関係				●								
共有			●		●			○				

● : 行政書士試験 (択一式問題) ○ : 行政書士試験 (記述式試験)



☞ 相続と登記① - 1 (条文・判例別出題状況)

(共同相続と登記)

12-01 司法書士試験 平成14年	Q A及びBが共同相続した土地につき、Bが勝手に単独で相続した旨の登記をし、さらに第三者CがBから所有権移転登記を受けた。この場合、Aは、Cに対し、自己の持分を登記なくして対抗することができる。 ☞ <input type="radio"/> O (最判昭38.2.22)
12-02 司法試験 平成19年	Q 被相続人Aから甲不動産をBと共に共同相続したXは、Bが甲を単独相続した旨の登記をした上でYに売却し、Yが所有権移転登記を備えた場合、Yに対し、この所有権移転登記の全部抹消を求めることができる。 ☞ <input type="radio"/> X (最判昭38.2.22)
12-03 行政書士試験 平成30年	Q Aが登記簿上の所有名義人である甲土地をBが買い受ける旨の契約(以下「本件売買契約」という。)をA・B間で締結した。甲土地が相続によりAおよびEの共有に属していたところ、AがEに無断でAの単独所有名義の登記をしてBとの間で本件売買契約を締結し、Bが所有権移転登記をした場合において、Bがその事情を知らず、かつ、過失がないときは、Bは甲土地の全部について所有権を取得する。 ☞ <input type="radio"/> X (最判昭38.2.22)
12-04 宅建士試験 令和3年12月	Q 共同相続財産につき、相続人の一人から相続財産に属する不動産につき所有権の全部の譲渡を受けて移転登記を備えた第三者に対して、他の共同相続人は、自己の持分を登記なくして対抗することができる。 ☞ <input type="radio"/> O (最判昭38.2.22)

(遺産分割と登記)

12-05 司法試験 令和2年	Q 甲土地を所有していたAが遺言を残さず死亡し、BとCがAを共同相続し、Cが甲土地をBCの共有とする共同相続登記をしてCの持分にDのために抵当権を設定し、その旨の登記がされた場合において、その後、BCの遺産分割協議により甲土地がBの単独所有とされたときは、Bは、Dに対し、抵当権設定登記の抹消を請求することができない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法909条ただし書)
12-06 司法試験 令和4年	Q 甲土地を所有するAが死亡して子B及びCが相続し、BとCの遺産分割協議により甲土地はBの単独所有とされた。その後、Cが、甲土地につきCの単独所有とする登記をした上で、これをDに売却したときは、Bは、Dに対し、甲土地の単独所有権の取得を対抗することができない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法899条の2第1項)
12-07 司法書士試験 平成17年	Q 甲土地の所有者Aが死亡し、その共同相続人であるB及びCは、遺産分割協議により甲土地をBが単独で相続することとしたが、登記名義はAのままであった。その後、遺産分割協議の存在を知らないCの債権者Dは、Cに代位して甲土地について相続を原因とする所有権の移転の登記をした上で、Cの持分(法定相続分)について差押えの登記をした。この場合、Bは、Dに対し、Cの法定相続分に相当する甲土地の持分の取得を対抗することができる。 ☞ <input type="radio"/> X (民法899条の2第1項)
12-08 司法試験 平成19年	Q 被相続人Aから甲不動産をBと共に共同相続したXが、遺産分割によって甲の所有権全部を取得したとしても、Bの債権者YがBに代位して甲につきB及びXの共同相続登記をした上でBの持分を差し押さえた場合、Xは、自己の権利の取得をYに対抗することができない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法899条の2第1項)

☞ 相続と登記①－2 (条文・判例別出題状況)

(相続放棄と登記)

12-09 司法書士試験 平成17年	Q 甲土地の所有者Aが死亡し、その共同相続人であるB及びCのうちCが相続を放棄した。この事実を知らないCの債権者Dは、Cに代位して甲土地について相続を原因とする所有権の移転の登記をした上で、Cの持分(法定相続分)について差押えの登記をした。この場合、Bは、Dに対し、Cの法定相続分に相当する甲土地の持分の取得を対抗することができる。 ☞ <input type="radio"/> O (最判昭42.1.20)
12-10 司法試験 平成21年	Q Aは被相続人Bの相続について相続放棄をしたが、相続財産である未登記の甲不動産について、Aの債権者Cが代位によって法定相続分に従って所有権保存登記をした上、Aの持分に対する仮差押えをし、その旨の登記がされた。この場合、Aによる相続放棄は、Cに対して効力を生じない。 ☞ <input type="radio"/> X (最判昭42.1.20)
12-11 司法試験 平成28年	Q 甲土地を所有するAには、その妻Bとの間に子C及びDがいるが、Aが死亡してCが相続放棄をした後に、甲土地について法定相続分に応じた持分の割合により相続登記をした上で、甲土地の4分の1の持分をEに売却し、CからEへの持分移転登記を経由した場合、Eは、B及びDに対し、甲土地について4分の1の持分の取得を主張することができる。 ☞ <input type="radio"/> X (最判昭42.1.20)

(遺贈と登記)

12-12 行政書士試験 平成17年	Q Aの所有する甲土地につきAがBに対して遺贈する旨の遺言をして死亡した後、Aの唯一の相続人Cの債権者DがCを代位してC名義の所有権取得登記を行い、甲土地を差し押えた場合に、Bは、Dに対して登記をしていなくても遺贈による所有権の取得を対抗できる。 ☞ <input type="radio"/> X (最判昭39.3.6)
12-13 司法試験 平成19年	Q 被相続人Aから遺贈によって甲不動産の所有権を取得したXは、Aの唯一の相続人Bが甲をYに売却し、Yが所有権移転登記を備えた場合、遺贈があった事実を知らず所有権取得登記を備える機会がなかったとしても、Yに対し、甲の所有権取得を対抗することができない。 ☞ <input type="radio"/> O (最判昭39.3.6)
12-14 司法試験 平成20年	Q Aが、その所有する甲土地をFに遺贈する旨の遺言をして死亡した場合において、Aの唯一の相続人である配偶者から甲土地を贈与されたGに対し、Fは、所有権移転登記をしなくても、甲土地の所有権取得を対抗することができる。 ☞ <input type="radio"/> X (最判昭39.3.6)
12-15 司法書士試験 平成25年	Q Aは、生前に、甲土地をBに贈与し、その旨の所有権の移転の登記をしないまま、甲土地をCに遺贈した。この場合において、Cは、甲土地について遺贈を原因とする所有権の移転の登記をしたとしても、Bに対し、甲土地を所有している旨を主張することができない。 ☞ <input type="radio"/> X (最判昭46.11.16)
12-16 司法書士試験 平成28年	Q Aは、Bに対してA所有の甲土地を贈与したが、その旨の所有権の移転の登記がされないまま、Cに対して甲土地を遺贈する旨の遺言をし、その後死亡した。この場合に、Bは、Cに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。 ☞ <input type="radio"/> O (最判昭46.11.16)

8

9

☞ 相続と登記①－3 (条文・判例別出題状況)

(「相続させる」旨の遺言と登記)

12-17 司法試験 令和4年	Q Aがその所有する甲土地を相続人Bに相続させる旨の遺言をして死亡した場合には、Bは、Bと共にAを相続したCに対し、登記がなくても、甲土地の単独所有権の取得を対抗することができる。 ☞ <input type="radio"/> O (民法899条の2第1項)
12-18 司法試験 平成19年	Q 「甲不動産はXに相続させる」旨の被相続人Aの遺言により、Aの死亡時にXが所有権を取得した甲につき、共同相続人Bの債権者YがBに代位してB及びXの法定相続分により共同相続登記をした上でBの持分を差し押えた場合、Xは、甲の所有権取得をYに対抗することができる。 ☞ <input type="radio"/> X (民法899条の2第1項)
12-19 司法書士試験 平成28年	Q Aは、その所有する甲土地をBに相続させる旨の遺言をした。Aが死亡した後(Aが死亡した当時、Aには、亡妻との間の子であるB及びCがいたが、他に親族はいなかったものとする。)Cの債権者であるDは、甲土地につきB及びCが各2分の1の持分を有する旨の相続登記をした上でCの持分を差し押えた。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法899条の2第1項)

(解法ナビゲーション講座肢別ドリルより抜粋) 9

10

☞ 相続と登記②－1 (まとめ表=使えるツール)

相続と登記		遺産分割と登記		相続放棄と登記
共同相続と登記		遺産分割前	遺産分割後	
CASE	Aが死亡し、BとCが共同相続したところ、Bが勝手に相続財産の土地につき単独相続の登記をし、この土地をDに譲り渡してしまった。	Aが死亡し、BとCが共同相続した場合、遺産分割協議をする前にBが自己の持分をDに売却した。その後、遺産分割協議により、当該土地がCの単独所有となった。	Aが死亡し、BとCが共同相続した後、遺産分割協議により、当該土地が、Cの単独所有となった。しかし、Bは、Cに登記を移す前に、Dに自己の持分を売却した。	Aが死亡してBとCが共同相続した後、Bが相続を放棄したが、その登記をする前にBの債権者DがBの持分を差し押さえた。
結論	Cは、登記なくしてDに対し、自己の持分を主張することができる。(最判昭38.2.22)	Cは、登記なくして、他人(B)の持分を主張することができない。	DとCは対抗関係となり、Cは登記を経ないと、自己の所有権を、Dに対抗できない(899条の2第1項)	CはDに対し、登記なくして所有権を主張できる(最判昭42.1.20)
理由	Bの登記はCの持分については無権利者であり、登記に公信力がない以上保護されるわけではないからである。	民法909条ただし書は、遡及効を制限することにより、遺産分割前の第三者を保護しているからである。	法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない(899条の2第1項)	相続放棄には遡及効があるため(939条)、これにより、Bは初めから相続人ではなかったこととなり、Dの差押えは無意味となるからである。

11

☞ 相続と登記②－2 (まとめ表=使えるツール)

遺贈と登記	
判例 IVA	民法177条が広く物権の得喪変更について登記をもって対抗要件としているところから見れば、遺贈をもってその例外とする理由はないから、遺贈の場合においても不動産の二重譲渡等における場合と同様、登記をもって物権変動の対抗要件とするものと解すべきである。(最判昭39.3.6) =登記なくして対抗できない
判例 IVB	被相続人が、生前、不動産をある相続人に贈与するとともに、他の相続人にもこれを遺贈したのち、相続の開始があった場合、右贈与及び遺贈による物権変動の優劣は、対抗要件たる登記の具備の有無をもって決すると解するのが相当である。(最判昭46.11.16) =登記なくして対抗できない
「相続させる」旨の遺言と登記	V 相続法改正
対抗要件	相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないとされた。(899条の2第1項) ⇒ これまでの判例において、対抗要件なく第三者に対抗できるとされていた相続分の指定がされた場合や、相続させる旨の遺言がされた場合にも、第三者との関係では、対抗要件を備えることが必要となった。

(重要ポイントノートより抜粋) 11

12

☞ 相続と登記③－1 (解ける化－変換不要型問題編)

平成25年司法試験予備試験問題(改題) >

第5問 被相続人Aに係る相続と登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 法定相続人としてBCがいる場合において、Bが相続放棄した後に、Bの債権者Dが、相続財産である未登記建物につきBも共同相続したものととして代位による所有権保存登記をした上、その建物のBの持分について差押えをしたときは、Cは、Dに対し、登記をしなくても相続による当該建物の取得を対抗することができる。
- イ. Aが、子BCのうち、Bに対してはA所有の不動産を贈与し、Cに対してはこれを遺贈する旨の遺言をし、その後相続が開始した場合、Bは、Cに対し、登記をしなければ贈与による所有権の取得を対抗することができない。
- ウ. Aが、その所有する不動産を相続人Bに相続させる旨の遺言をし、相続が開始した後に、他の相続人Cの債権者Dが、その不動産につき代位による共同相続登記をして持分を差し押さえた場合、Bは、Dに対し、登記をしなくても上記遺言による所有権の取得を対抗することができる。
- エ. AからBCが共同相続した不動産について、Cが単独で相続した旨の不実の登記をし、Dに売却して所有権移転登記をした場合、Bは、Dに対し、登記をしなければ自己の持分の取得を対抗することができない。
- オ. AからBCが共同相続した不動産について、遺産分割の協議により所有権を取得した相続人Bは、遺産分割後にCの法定相続分に応じた上記不動産の持分をCから買い受けたDに対し、登記をしなくても法定相続分を超える所有権の取得を対抗することができる。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

12

13

☞ 相続と登記③－1 (解ける化－変換不要型問題編)

<平成25年司法試験予備試験問題(改題)>

第5問 被相続人Aに係る**相続と登記**に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 法定相続人としてBCがいる場合において、Bが**相続放棄**した後に、Bの債権者Dが、相続財産である未登記建物につきBも共同相続したものととして代位による所有権保存登記をした上、その建物のBの持分について差押えをしたときは、Cは、Dに対し、**登記をしなくても相続による当該建物の取得を対抗することができる。(事例Ⅲ)**
- イ. Aが、子BCのうち、Bに対してはA所有の不動産を**贈与**し、Cに対してはこれを**遺贈**する旨の遺言をし、その後相続が開始した場合、Bは、Cに対し、**登記をしなければ贈与による所有権の取得を対抗することができない。(事例ⅣB)**
- ウ. Aが、その所有する不動産を相続人Bに**相続させる旨の遺言**をし、相続が開始した後に、他の相続人Cの債権者Dが、その不動産につき代位による共同相続登記をして持分を差し押さえた場合、Bは、Dに対し、**登記をしなくても上記遺言による所有権の取得を対抗することができる。(事例Ⅴ)**
- エ. AからBCが**共同相続**した不動産について、Cが単独で相続した旨の不実の登記をし、Dに売却して所有権移転登記をした場合、Bは、Dに対し、**登記をしなければ自己の持分の取得を対抗することができない。(事例Ⅰ)**
- オ. AからBCが共同相続した不動産について、遺産分割の協議により所有権を取得した相続人Bは、**遺産分割後にCの法定相続分に応じた上記不動産の持分をCから買い受けたDに対し、登記をしなくても法定相続分を超える所有権の取得を対抗することができる。(事例ⅡB)**

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

12

14

☞ 相続と登記③－２（変換不要型解説編）

<合格者の思考プロセス>

I. 問題処理力（正確性・迅速性）

- 表示されたテーマから（法律構成を行い、）関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く
- ⇒ 相続と登記に関する基本条文・判例について、脳内の記憶を想起し、事例Ⅰ～Ⅴのいずれに当てはまるか判断した上で、結論（「**対抗できるか否か**」）の適否を判断する（一見事例問題【変換型】のように思えるが、実は単に条文・判例の結論を問われているに過ぎない！）

（ワンポイント）

- 合格者は各肢がまとめ図表のどの事例に該当するか瞬時に判断できる（判例に関する論点（肢）は問題文が長くなる傾向にあるので、慣れない内はいちいち図を書いて頭の中を整理しながら解いた方がよい）
- 本問は「組合せ問題」であることから、肢アを正しいと判断した段階で検討すべき肢はイorエに絞られる。続いて、イを正しいと判断した段階で「1」を選択する

<解答> 「1」

13

15

☞ 相続と登記④－１（変換型問題編）

<平成28年司法試験問題（改題）>

問 甲土地を所有するAには、その妻Bとの間に20歳の子C及び19歳のDがいる。Aが死亡した場合において、遺産分割協議をする前にDが甲土地を単独で相続した旨の不実の登記をした上で、甲土地をEに売却し、Dから甲土地の所有者がDであると過失なく信じたEへの所有権移転登記を経由してしまった。その後、Eが甲土地の引き渡しを求めてきた。Bは何か反論したいと考えているが、どのような理由で、どのような法的主張をするべきか。民法の規定及び判例に照らして40字程度で記述しなさい。

なお、記述に当たっては、「Bは、Eに対して、」に続けて記述することとし、文字数に含めなくてよい。また、甲土地に係るBの共有持分は「B持分」と記述すること。

14

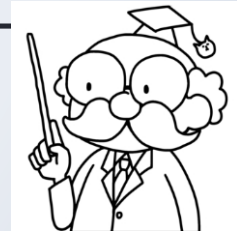
16

☞ 相続と登記④－1 (変換型問題編)

<平成28年司法試験問題(改題)>

問 甲土地を所有するAには、その妻Bとの間に20歳の子C及び19歳のDがいる。Aが死亡した場合において、**遺産分割協議をする前にDが甲土地を単独で相続した旨の不実の登記をした上で、甲土地をEに売却し、Dから甲土地の所有者がDであると過失なく信じたEへの所有権移転登記を経由してしまった。**その後、Eが甲土地の引き渡しを求めてきた。Bは何か反論したいと考えているが、**どのような理由で、どのような法的主張をするべきか。**民法の規定及び判例に照らして40字程度で記述しなさい。

なお、記述に当たっては、「Bは、Eに対して、」に続けて記述することとし、文字数に含めなくてよい。また、甲土地に係るBの共有持分は「B持分」と記述すること。

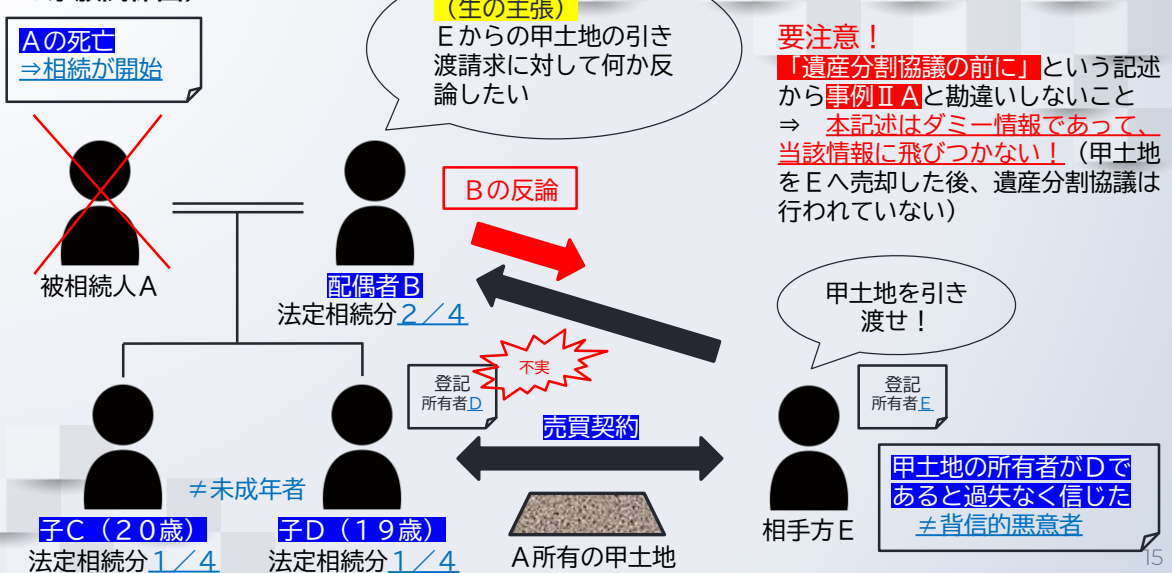


14

17

☞ 相続と登記④－2 (変換型問題編)

(Aの家族関係図)



15

18

☞ 相続と登記④－3 (変換型問題編)

<合格者の思考プロセス>

I. 具体⇒抽象の変換力・テーマ検索力

- 問題文に登場する個々の具体的情報を瞬時に法令用語等(=抽象)に変換しながら読める(問題を読む際に脳が思考停止しない)
⇒ 問題文1行目には「Aには、その妻Bとの間に20歳の子C及び19歳のDがいる」、1～2行目には「Aが死亡」と記述されており、「共同相続」に関する問題ではないかと当たりをつける(問題文中、共同相続という法律用語は登場しないが、Aの死亡や家族関係から考える)
- 問題文を読んで当たりを付けたテーマ候補(本問では共同相続と登記)から迅速かつ正確に本テーマを絞り込んで法律構成を行う
⇒ 問題文2～4行目には「Dが甲土地を単独で相続した旨の不実の登記をした上で、甲土地をEに売却し、Dから甲土地の所有者がDであると過失なく信じたEへの所有権移転登記を経由」と記述されていることから、「共同相続と登記」(事例I)に関する問題ではないかと当たりをつける

16

19

☞ 相続と登記④－4 (変換型問題編)

II. 問題処理力(正確性・迅速性)

- 表示されたテーマから(法律構成を行い、)関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く
⇒ 共同相続と登記について、脳内の記憶を想起(あの図表ね!)し、効果(判例の結論・理由)を当てはめる

(ワンポイント)

- 12頁「平成25年司法試験予備試験問題(改題)」肢工と同一判例(最判昭38.2.22)に関する問題だと気付くことができたか?(=同一性の認識)
- ⇒ 問題文中にテーマ・論点が表示されていない(テーマ未表示型)問題は、受験生が自らテーマを検索する能力が試されることから、テーマ表示型問題と比べて正答率が下がる傾向にある。

<模範解答>

「Bは、Eに対し、」B持分※についてEは無権利者であって登記に公信力がないことを理由に、B持分※の取得を主張する。(45字)

※問題文の指示に従って、「B持分」と記述すること

17

20



21

👉 **学習範囲** (重要度・優先度)

(学習の重要度・優先度)

	テキスト掲載	テキスト未掲載
過去問既出題	①	③
過去問未出題	②	④

優先学習範囲 ※最後まで決して忘れないように！

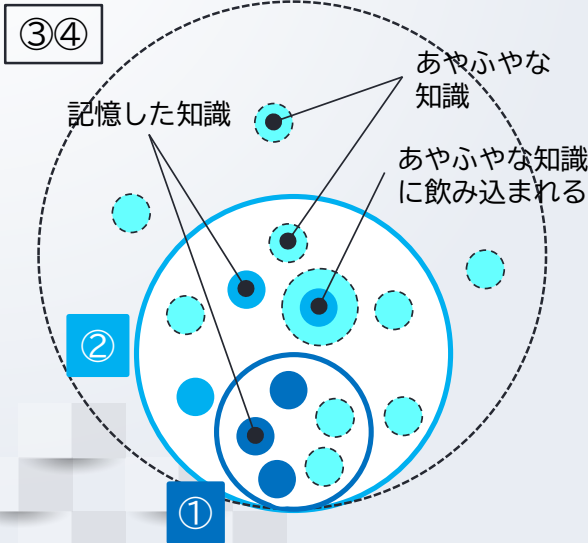
① ≧ ② ≫ ③ ≫ ④

※最近の行政書士試験では、**①②が同程度に重要!**

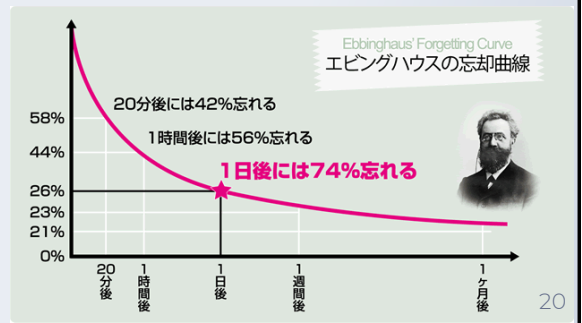
22

☞ 記憶の重要性①

(1) 記憶学習をしなかった場合



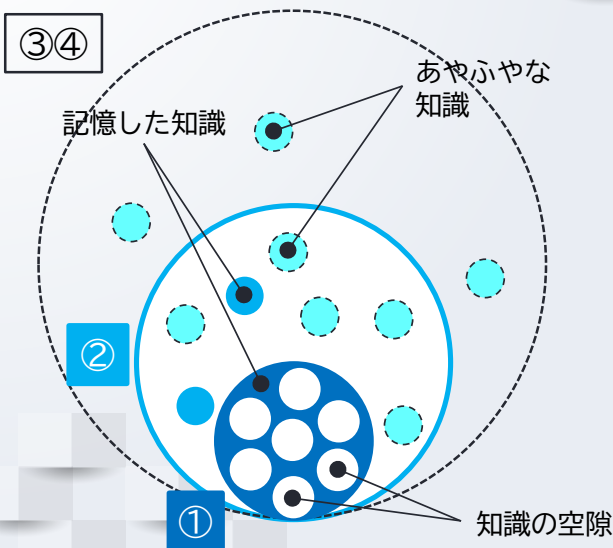
- エビングハウスの忘却曲線により、記憶学習を怠るとすぐにあやふやな知識となり、その多くを忘却する
- 繰り返し記憶しないと忘却するだけでなく、あやふやな知識が記憶した知識を飲み込んで、あやふやにしてしまう



23

☞ 記憶の重要性②

(2) 過去問・肢別本のみを繰り返して記憶した場合



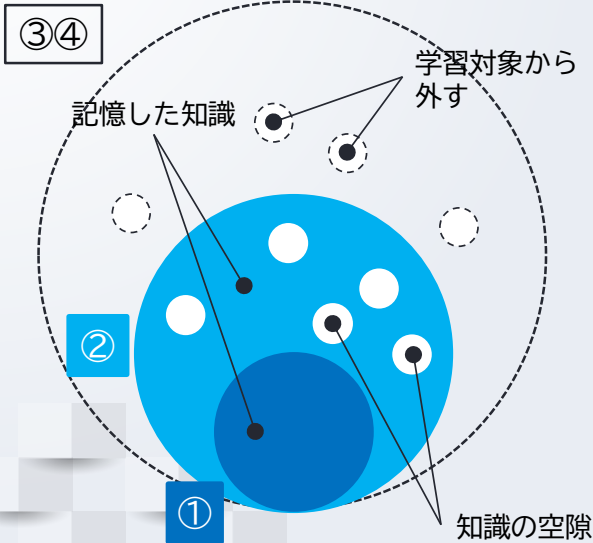
- 過去問出題率は約3～4割であって、過去問のみでは頻出の①の知識を全て習得できない (知識の空隙、最近の法令改正に対応しておらず、科目によっては更に出題率が低い)
- 問題集や肢別本には過去問以外のオリジナル問題が掲載されているものがあるが、体系的に知識を整理し記憶を維持するのは困難 (スポット的な知識を都度記憶することになりかねず、忘却しやすい)

21

24

👉 記憶の重要性③

(3) 学習範囲を①②に絞って繰り返し学習した場合



● 優先学習範囲①②について取りこぼしがなくなる (③④の知識を間違えても他の受験生と差が付かない)

● 特に複数年受験生は知識量が不足すると心配しがちだが、①②の知識を使いこなせていない場合が多い

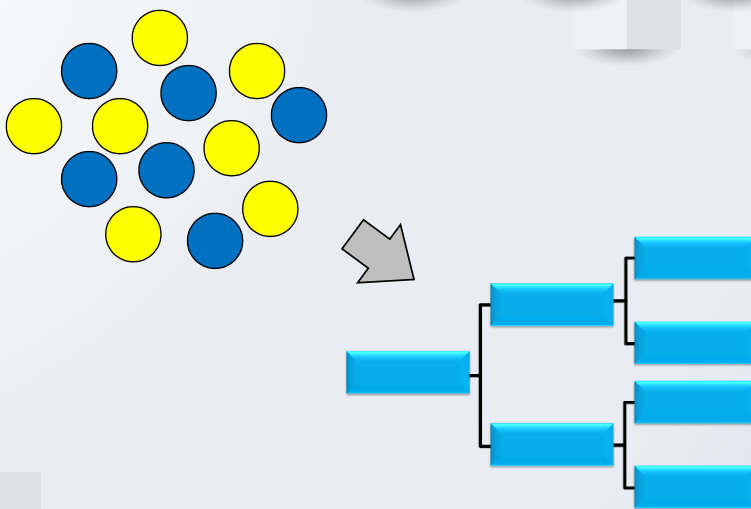
● ①②だけでも相当量の知識があって習得するには相応の時間を要する

➡ **合格者は少ないながらも基本知識は完璧に記憶し、当該知識を活用して瞬時に正解を導く**

22

25

👉 記憶の重要性④



26

26

👉 記憶の重要性⑤ (余談ですが・・・)

範囲④の知識とは・・・

(具体例)

BがAに騙されてAから金銭を借入れ、CがBの保証人となった場合、CはAの詐欺を理由としてA B間の金銭消費貸借契約を取り消すことができるか (平成23年度行政書士試験問題27肢1)

⇒ 保証人は120条2項により取消権者には該当せず、**Cは取り消すことができない**

合格者の知識はここまで

行政書士試験に頻出の論点

⇒ そうだとすればCが可哀そう・・・
取消しはできないとしても、**C (保証人) を救済する手段って何かないのかな？**

複数年受験生に多いパターン

基本書にもほとんど記述がなく、出題可能性の低い論点

※実は、学習初期の段階の試験の達人は、範囲② (範囲①の周辺知識) だと誤解して基本書等で救済手段を確認していました・・・

👉 基本知識を使い熟せるようになるには・・・

ゼミが最適!

リーダーズゼミ9期生

辰巳・東京本校 LIVE/ オンライン LIVE (Zoom)

- ① 双方向による事例問題の解き方・アプローチ法を伝授!
- ② リーダーズ式☆総整理ノートによる記憶の選択と集中
- ③ 合格後の開業に向けた人脈づくりの「場」

リーダーズゼミ説明会 YouTubeにて配信予定 (約20分) 担当: 山田斉明講師

● プレゼミ (無料) オンラインLIVE **4/7** (日)

● 東京LIVE&オンラインLIVE **4/21** (日)



リーダーズ総合研究所
山田斉明講師

GW 特訓 1Day ☆ゼミ

短期集中 1日完結 東京 LIVE & オンライン同時中継 [Zoom] 大阪 LIVE

フレームワークで整理する民法

● 東京LIVE&オンライン同時中継 **4/29** (月・祝)

● 大阪LIVE **5/6** (月・祝) 各日 10:00 ~ 17:00 ※途中1時間休憩



記述式に強くなる!

リーダーズゼミ 9期生

web講座説明会

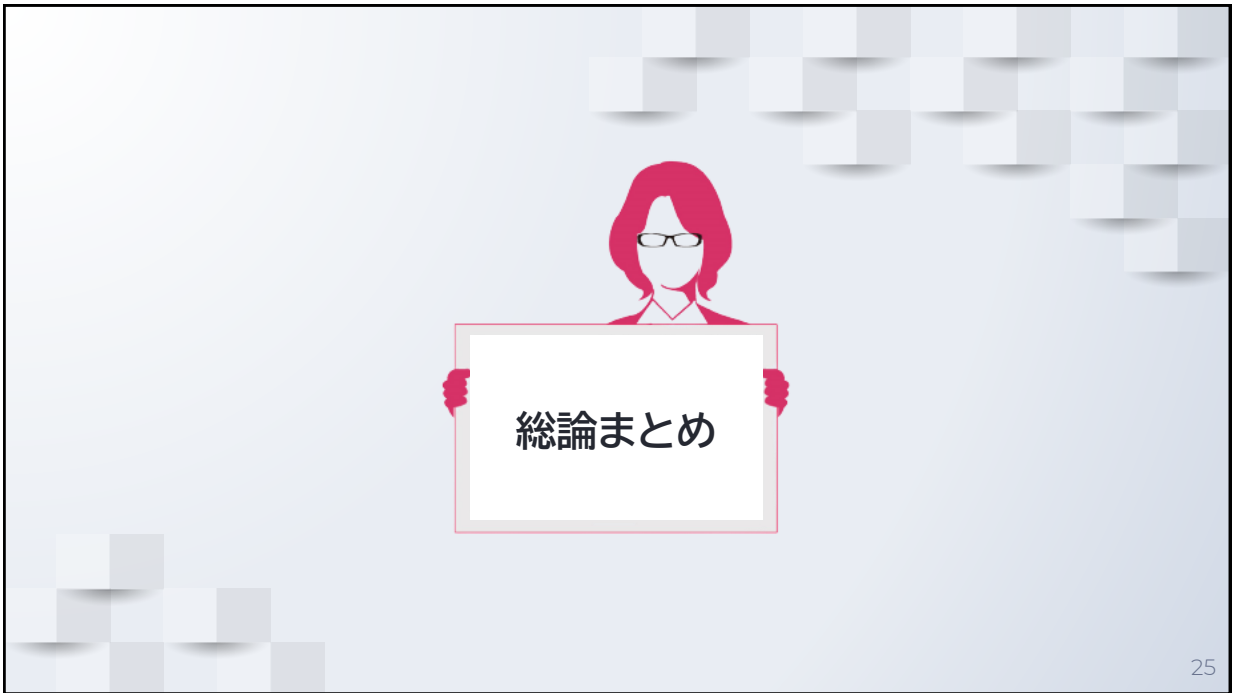
リーダーズ総合研究所 山田斉明

講座説明会動画を配信中!

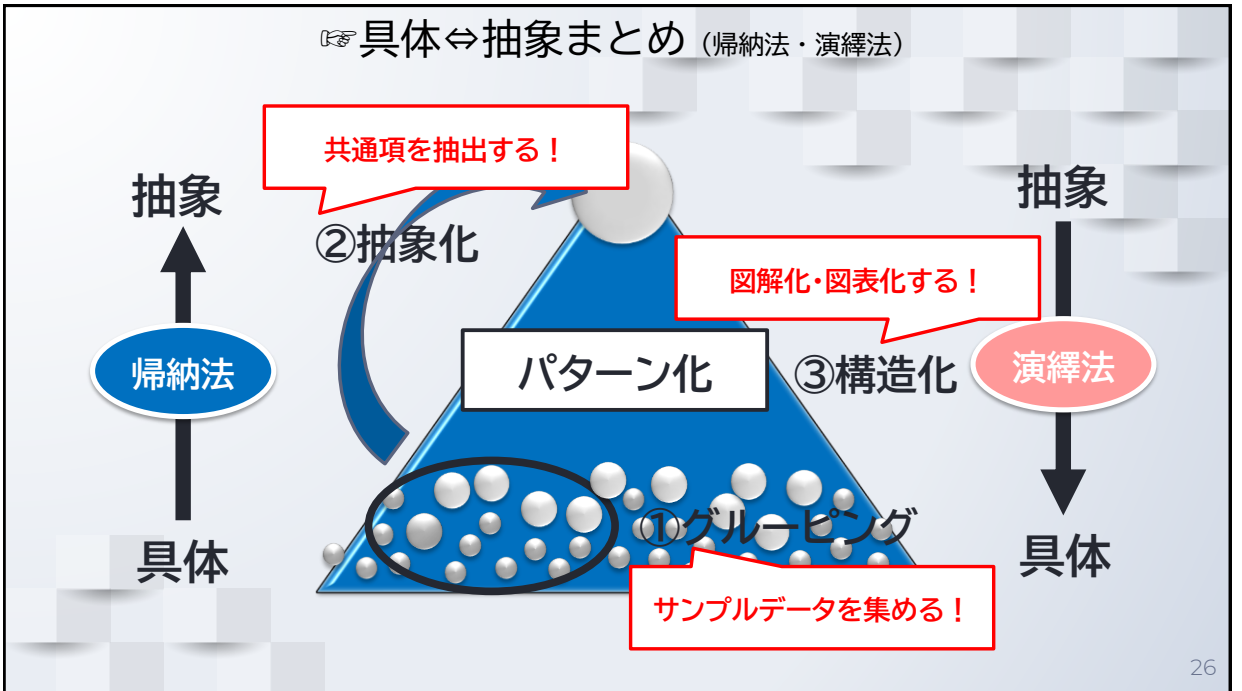
(試験の達人の受講雑感)

当初は抵抗感があったが、実際にゼミを受講することで、

- 学習が脇道 (③④の知識) に逸れることがなくなり、**優先学習範囲を重点的に学習できるようになった**
- 事例問題に対する分析力や解法を習得でき、**抵抗感がなくなった** (最終的には事例問題を図を書かなくても解けるレベルまで・・・)



29



30

👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・

リーダーズ式 **解法ナビゲーション講座**

待望の憲法と商法も実施!

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会
解法ナビゲーション
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・時間

- 全 28 回 (1 回 2 時間)
- ① 民法 10 回
 - ② 憲法 4 回
 - ③ 行政法 10 回
 - ④ 商法 4 回

教材

- ① 解法ナビゲーション
肢別ドリル集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集



講座ガイダンス動画を配信中!

27

31

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇔抽象

を变幻自在に操って

サクッと解答

～民法②～

第4回

リーダーズ総合研究所

32